

II ② 韓国電子民事訴訟の意義と価値

姜 玪 中
崔 廷任 (訳)

I. 電子民事訴訟の意義

(1) 電子民事訴訟の概念

韓国において電子民事訴訟とは、電子文書を利用して遂行する民事訴訟を言う。よって、先に電子文書という概念を理解する必要がある。

(ア) 電子文書という用語は2002年1月19日成立の(旧)電子取引基本法を法律第6614号で全面改正した「電子文書および電子取引基本法」(以下「電子文書法」)第2条に登場する。同条第1号は「電子文書」とは、情報処理システムによって電子的な形で作成、送・受信又は保存された情報であると定義しており、同条2号は「情報処理システム」とは電子文書の作成・変換、送・受信又は保存のために利用される情報処理能力を持つ電磁的装置又は体系であると定義している。電子文書法第4条第1項は、電子文書は他の法律に特別な規定がある場合を除き、電子的な形になっているという理由だけで文書としての効力が否定されることはないと規定している。ここでの「電子文書」とは日常の取引で利用される文書の電子的な形である。

(イ) 電子文書は民事訴訟などの訴訟手続において利用されている。2010年3月24日法律第10183号として制定された「民事訴訟等において電子文書の利用等に関する法律」(以下「民訴電子文書法」)第2条第1号は「電子文書」とは、コンピュータ等の情報処理能力を持つ装置によって電子的な形で作成されたり変換されたりして送・受信、又は保存された情報であると定義し、同条第2条は「情報処理システム」とは民事訴訟などで必要な電子文書を作成・提出・送達又は管理することに利用される情報処理能力を持つ電磁的装置又は体系であり、法院行政処長が指定するものであると定義している。そして、訴訟上の「電子文書」を法院行政処長が指定する情報処理システムによる電子的な形、つまりデジタル方式で作成された情報であると定義した。一方、同法第5条第2項はこの法律に定められている

場合を除き、民事訴訟などにおいて定めた要件と手続に従った文書として扱おうと規定することで、電子文書を民事訴訟法上の書証の対象になる文書と同じであるとみている。

- (ウ) 民訴電子文書法第16条は、同法において規定する事項以外に民事訴訟等において電子文書の利用・管理および電算情報処理システムの利用に関する事項は大法院規則に委任すると規定している。この委任規定に基づき大法院規則である民訴電子文書規則は第6章第30条から第37条までに電子文書による弁論と電子文書に対する証拠調べの方法を規定している。
- (エ) 結局、電子民事訴訟とは当事者たちが民事訴訟等において裁判所に提出する書類を法院行政処長が指定した情報処理システムを利用して電子文書で提出する場合だけではなく電子文書による弁論と電子文書に対する証拠調べをも包括する概念であると言える。

(2) 電子文書の内容

(ア) 意味

- (a)(i) 前述したように、電子文書とは法院行政処長が指定する情報処理システムによって電子的な形、つまりデジタル方式で作成・変換され、送・受信又は保存される情報を指す。本来、情報とは資料又は知識を意味するものであり、電子情報は電磁的な方法で処理され、文字、音声・映像等によって表現されるすべての種類の証拠資料である。電子文書法や民訴電子文書法では、電子文書の概念を定めるにあたって有形物である文書という証拠物を経ずに直ちに証拠資料である情報を文書と同じ意味で使っているとみることができる。
- (ii) 当事者又は訴訟代理人は、民事訴訟などで、裁判所に提出する書類を電算情報処理システムを利用して、電子文書で提出することができるが（民訴電子文書法第5条第1項）、電算情報処理システムを利用しようとする者は、ユーザー登録をしなければならない（民訴電子文書法第6条第1項）。さらに裁判所に電子文書を提出しようとする者は、提出する電子文書に電子署名をしなければならない（民訴電子文書法第7条第1項）。電子文書にする電子署名は、電子政府法第2条第9号による行政電子署名又は電子署名法第2条第3号の規定による公認電子署名を意味する（民訴電子文書規則第7条第1項）。
- (iii) 電子文書には、文字などの情報（民訴電子文書規則第32条）はもちろん、音声・映像などの情報（民訴電子文書規則第33条）も含まれているため、グラフィックファイル、オーディオファイル、ビデオファイル等であるとして

も、法院行政処長が指定する情報処理システムによって電子的な形で作成・変換されると電子文書となる。しかし、電子文書には、行政電子署名または公認電子署名をしなければならないので、これらの署名をすることができない、例えばWhatsApp（Whatsapp）上のメッセージのようなアプリケーション上の意思表示、フェイスブック（Facebook）やツイッター（Twitter）などの意思表示、インターネットサイトは、電子文書にならない。

(b) 裁判官や裁判所事務官等は、民事訴訟などで、裁判の原本、調書などを電子文書で作成したり、その書類を電子文書に変換したりして電算情報システムに登録することができる（民訴電子文書法第10条第1項）。その場合には、裁判所行政電子署名認証管理センターで発行された行政電子署名認証による司法電子署名をしなければならない（民訴電子文書法第7条第2項、民訴電子文書規則第7条第2項）。これは弁論調書、証人尋問調書、事実照会書など裁判所が作成する文書を電子文書として作成し、紙媒体の記録を編纂しないという意味である。大法院は2018. 1. 15. から上記のような趣旨の「裁判の原本・調書の全面電子化」の実施を全国に拡大している。

(イ) 電子文書の効力

(a) 原則

(i) 電子文書は、他の法律に特別な規定がある場合を除き、電子的な形になっているという理由で、文書としての効力は否定されることはない（電子文書法第4条第1項）。

(ii) 電子文書法は、2012年6月1日に全文改正される以前は、財貨や用役を取引する際、その全部または一部が電子文書によって処理される場合に限定して電子文書の文書化を認めていた。その規定に基づき判例⁽¹⁾は、以前、電子文書や電子投票は、それ自体では電子的な形の情報に過ぎず、文字やその他の可読的符号によって継続的に意思や観念が表示されることを前提とする「文書」または「書面」と同じように見ることができないと判示していた。

(iii) しかし、電子文書法が2012年6月1日に全文改正され、電子取引の場合はもちろん電子取引でない場合にも、文書としての効力が認められるようになった。判例⁽²⁾は、これに基づき、電子メールによる解雇通知が適法であると判

(1) 大法院2012. 3. 29. 2009ダ45320

(2) 大法院2015. 9. 10. 2015ツ41401

示した。

(b) 電子文書の二元化

(i) 民事訴訟法上の書証の対象となる文書とは作成者の考えが何なのかを表現する紙片などの有形物である。

(ii) 電子文書は、紙片などの有形物ではないが、コンピュータなどの情報処理システムによって電子的な形で作成・変換された文字などの情報として、音声・映像などの情報を含んでおり、このような情報は文書としての効力は否定されない。しかし、文書の本質的な性質、すなわち、作成者の考えを表現する情報に限定しなければならないという点は変わらない。したがって書証として効力が認められるには電子的な形の文字でなければならない、音声・映像等の情報だけでは電子的な形で作成されたとしても作成者の考えと直接関係がないので、民訴電子文書法第5条に基づき電子文書を保管することにより文書の保管に代えることはできるが、書証となる文書自体ではないと解すべきである。

(iii) そのため、電子文書は、作成者の考えを表現する一般的な文書としての効力がある電子文書と、音声・映像など作成者の考えを表現していない電子文書とで二元化されている。電子文書には、民事訴訟法と民事訴訟規則以外に、電子文書法、民訴電子文書法とその施行規則等が適用されるが、文書としての効力が認められる電子文書とそうでない電子文書は区別しなければならない。なぜなら、電子文書が情報として証拠資料となるためには、他の証拠物のように形式的証拠力が必要である。したがって、文書として電子文書が電子的な形をとったとしてもその文書を作成した人が実際に自分の意に沿って作成したものであることが明らかであり、文書の真正成立が認められ、その形式証拠力が認められなければならない。

(ウ) 電子文書と「その他の証拠」と区別

(a) 電子文書と区別しなければならないものとして、民事訴訟法第374条に規定されているその他の証拠がある。「その他の証拠」とは、図面・写真・録音テープ・録画テープ・コンピュータ用磁気ディスク、その他の情報を保存するために作られたものとして文書ではない証拠を指す(第347条)。文書としての効力が認められる電子文書と区別される。

(b) 「その他の証拠」の中で、法院行政処長が指定する情報処理システムによって電子的な形、すなわち、デジタルで作成・変換され、送・受信又は保存された情報は、原則として、第374条ではなく民訴電子文書法の規制対象となる。

(3) 民訴電子文書法の適用範囲

- (ア) 適用法規 民訴電子文書法は、1. 民事訴訟法、2. 家事訴訟法、3. 行政訴訟法、4. 特許法（第9章訴訟の部分に限る。）、5. 民事執行法、6. 債務者回生及び破産に関する法律、7. 非訟事件手続法、8. 第1号から第8号までの法律を適用するか準用する法律に適用される（第3条）。
- (イ) 当事者のユーザー登録と同意 民訴電子文書法が適用されるためには、電算情報処理システムを利用するためユーザー登録した者（民訴電子文書法第6条第1項）が、法院行政処長が指定した電算情報処理システムを利用する民事訴訟等の進行に同意して、電子文書を提出しなければならない（民訴電子文書法第8条）。ユーザー登録と当事者の同意が民訴電子文書法の適用要件である。

(4) 電子文書に対する証拠調べの範囲

- (ア) 一般論
- (a) 電子民事訴訟は、電子文書を提出し、それを利用・管理して訴訟を遂行するもので電子文書ではない文書に対しては民訴電子文書法が適用されず民事訴訟法が適用される。しかし、民事訴訟法第374条が定めている「その他の証拠」であり法院行政処長が指定する情報処理システムによって電子的な形、すなわちデジタル方式で作成・変換され、送・受信又は保存された情報は、原則として民訴電子文書法の規制対象である。
- (b) 一方、電子文書の提出と関係ない証人尋問、鑑定、当事者尋問には民訴電子文書法の適用はなく、民事訴訟法が適用される。
- (イ) 文字などの情報に対する証拠調べ
- (a) 文字、その他の記号、図面・写真等に関する情報を含む電子文書に対する証拠調べ
- (i) 当該電子文書をモニター、スクリーンなどを利用して閲覧する方法で行うことができる（民訴電子文書法第13条第1項第1号）。これに加えて、必要に応じて、職権又は当事者の申請によって検証又は鑑定の方法で行うことができる（民訴電子文書規則第32条第1項）。
- (ii) 文字やその他の記号による情報は、文書と同じなので、これを読む方法としてモニター、スクリーンなどを利用するという趣旨である。図面・写真は、文書ではないが、文書と同様に、紙媒体に文書化することができるので、モニター・スクリーンを利用することができようにした。この方法以外に本来の証拠調べの方法である検証や鑑定の方法で行うこともできるようにした。こ

こでの検証とは、現物を直接見るという趣旨である。

(iii) 電子文書に変換して提出された証拠について、原本の存在や内容について異議がある場合は、原本を閲覧する方法すなわち検証による（上記の規則第32条第2項）。これは、紙媒体の文書であるとしても、情報処理システムで処理することができる形式に変換した電子化文書になった場合は、その電子化文書が原本である紙媒体の文書と内容と形態が同じであるかどうかを検証するためである。(iv) コンピュータなどの情報処理能力を備えた装置を利用して証拠調べをすることが困難な事由があるときは、その出力文書で証拠調べをすることができる。民事訴訟規則第120条第1項は、磁気ディスク等に記憶された文字情報を証拠資料とする場合、出力文書を提出できると定めているが、出力文書による証拠調べは情報処理能力を備えた装置を利用して証拠調べをすることが困難な事由があるときに限定すべきである。もし、磁気ディスク等に保存した文字情報を出力して、その文書を証拠とする場合に証拠調べを申請した当事者は、裁判所の命令又は相手方の要求があるときは、民事訴訟規則第120条第2項に基づき磁気ディスク等に入力した人と入力した日時、出力した人と出力した日時を明らかにしなければならない（上記の規則第32条第3項を参照）。

(b) 文字などの情報に対する証拠調べの特則

(i) 裁判長等は、当事者に電子文書の中で主要な弁論内容と関連する部分を特定することを命じ、それに限定して証拠調べをすることができる（上記の規則第34条第1項、第2項）。

(ii) 証拠申請人の相手方が事前に証拠とされた電子文書を閲覧・聴取・視聴することができた場合、または裁判所や証拠申請人が期日において電子文書の主な内容を説明した場合には、証拠申請人の相手方にそれに関する意見を陳述させ、電子文書に対する証拠調べ手続の全部または一部を省略することができる（上記の規則第34条第3項）。

(ウ) 音声・映像情報に対する証拠調べ

(a) 音声・映像等の情報による電子文書に対する証拠調べは、電子文書を聴取したり、視聴したりする方法で行うことができ、（民訴電子文書法第13条第1項第2号）その他、必要な場合、職権又は当事者の申請に基づいて、他の方法で検証するか又は、鑑定の方法で行うことができる（上記の規則第33条第1項）。音声・映像などは、電子化され、電子文書になっても書証、すなわち文書としての電子文書とは性質が違うので、聴取したり、視聴したりする方法以外にも、検証や鑑定の方法での証拠調べも可能とし

た。ここでの検証とは、映像を撮影した現場を裁判官が直接行って見るという意味である。

- (b) 音声・映像などの情報に対する証拠調べを申請した当事者は、裁判所の命令又は相手方が要求がある場合、録取書又はその他にその内容を説明する文書を電子文書として提出しなければならない（上記の規則第33条第2項）。この場合の録取書その他の説明文書はすべて書証になる。
- (c) 裁判所事務官等が証拠調べの結果に基づき調書を作成するときは、裁判長等の許可を得て提出された録取書その他に説明文書の中で必要な部分をその調書に引用することができる（規則第33条第3項）。
- (d) 音声・映像等の情報である証拠のコピーについては、民訴電子文書規則第13条第4項及び第5項を準用する（規則第33条第4項）。すなわち裁判所は、マルチメディア資料が公共の秩序又は善良な風俗を害し又は関係人の名誉もしくは生活の平穩を害するおそれがあるときは、第162条第1項の規定により訴訟記録の閲覧及びコピー、裁判の原本・調書の正本・謄本・抄本の交付を制限することができる（規定第13条第4項）。第13条第4項に基づくコピーの制限に関する決定については不服申立てをすることができない（上記の規則第13条第5項）。音声・映像等の情報証拠のコピーについても、マルチメディア方式の資料のコピーに対する制限規定を準用している。

II. 電子民事訴訟の価値

(1) 序論

民事訴訟手続において映像裁判が使用されるようになったのは、電算情報処理技術の価値が訴訟の需要を満足させることができたからである。つまり、電算情報処理の技術的利便性や効率性が、伝統的な訴訟の技術を上回ることができたからである。それによって、電子的な形で作成・変換され、送・受信または保存される方式の情報は、時間と空間を超越して広く利用できるので、当事者と裁判所との間にある人的・物的障壁を崩して、当事者は夜間でもインターネットを介して訴訟資料を提出するなど、インターネットショッピングをするように訴訟を進めることができる。裁判所もこれに応じて効率的な訴訟サービスを提供することができるようになった。これは伝統的な司法の形式化と権威性を打破する役割をする。電子訴訟の過程で当事者は、インターネットを通じていつでも裁判官に会うことができ、裁判資料を提出することができる。裁判

所もインターネットを通じて当事者に必要な情報を要求したり、提供したりすることにより、相互のコミュニケーションを強化して、当事者の権利保護の対する期待を満足させることができる。その結果、電子訴訟で当事者の手順参加の機会とその程度は実質的に大きく向上する。実際に2018年度の司法年鑑を見ると、民事本案事件において電子訴訟は第一審の71.9%を、高裁の74.4%を占めている（2018司法年鑑，558面）。この統計は、電子訴訟における映像裁判は含まれていない結果であるので、電子技術の発達によって映像裁判が一般化されると民事訴訟における電子訴訟の割合はより大きくなると考える。

（2）ドイツ民事訴訟法第128a 条の立法理由

映像裁判の価値は、ドイツ民事訴訟法第128a 条の立法理由を見れば分かることができる。以下はその立法理由の一部である。

- (ア) ドイツ連邦下院は、民事訴訟法の規定を現代の法的流れと調和できるように改正することにより司法の近代化を可能にする重要な一步を踏み出した。現代的なコミュニケーション手段の使用の可能性を、慎重かつ幅広く拡充することにより、すべての訴訟関係者に効率という重要な利益を与えることになる [Deutscher Bundestag, Drucksache 14/6036, S. 116. <http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/14/060/1406036.pdf> (2018. 10. 1. 確認)]。
- (イ) 民事訴訟法の改正によって当事者が同意する場合は、参加当事者又はその代理人は彼らの現在の場所で映像裁判を通じて口頭弁論等の訴訟手続上の行為をすることができるので、訴訟経済に役立つ。これによって、当事者が法的紛争について裁判をする際には必ず裁判所に出なければならぬというドイツ民事訴訟法第128条第1項の原則は後退せざるを得ない [Deutscher Bundestag, Drucksache 14/6036, S. 119. <http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/14/060/1406036.pdf> (2018. 10. 1. 確認)]。
- (ウ) 映像裁判をすると法廷出席のための時間とコストの無駄を省くことができるので、訴訟関係者の経済的なコスト削減の効果は大きい。裁判所としては、訴訟関係者が必ず直接法廷に出席しなくても、重要な情報を収集し事実審理を果たすことができるからである。そして、裁判所に出席するためのコストと時間の無駄を減らすことによって全体的に訴訟のコストを抑えることができる [(Deutscher Bundestag, Drucksache 17/1224, S. 11. <http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/17/012/1701224.pdf> (2018. 10. 1. 確認)]。

(3) 裁判をする者から裁判を受ける者への立場の変換

- (ア) ドイツ民事訴訟法第128a条に関するドイツの論文と注釈書によると、これらの規定に関する実務経験は全体的に肯定的である (Pritting, Videokonferenz im Prozess, AnwBl 2013, 330 (331); BeckOK ZPO / von Selle, 29 Ed. 1. 7. 2018, ZPO§128a Rn. 1; MüKoZPO/ Fritsche, 5 Aufl. 2016, ZPO§128a Rn. 2.)。その立法理由を見ると、映像裁判は、裁判をする裁判官の立場ではなく、裁判を受ける側である訴訟関係者のコスト節減などの利益のためのものであることがわかる。裁判手続が不便な場合には、裁判をする裁判官は様々な方法でこれを回避することができるが、裁判を受ける当事者は、裁判手続が不便だとしても裁判を拒否することはできない。したがって国家としては裁判を受ける人の苦痛を軽減するための努力をする義務がある。特に裁判の運用コストが国民の納税と当事者の印紙によって賄われる場合、国はこの義務を決して疎かにすることができない。情報通信技術の発達で裁判手続が国民の便益に寄与するなら、国はこの技術を積極的に受け入れて国民に便益を与えなければならない。
- (イ) 裁判をする裁判官の立場では、当事者の法定出席は容易であると考えがちである。特に韓国のように狭い領土で交通施設が整った国ではなおさらである。しかし、韓国と類似点が多いドイツでは、映像裁判を立法する際に、裁判所や裁判官の立場だけを考慮することなく、裁判を受ける者の「法定出席のための時間とコストの無駄の節約」を考慮しており、ドイツの法律は国民のほんのわずかの利便も国家としておろそかにしてはならないという国の責務を鮮明に表現しているように思われる。韓国憲法第27条第1項は「すべての国民は、憲法と法律が定めた法官によって法律により裁判を受ける権利を持つ」と宣言しており、この規定に基づいて国民の裁判を受ける権利を実現するために憲法第5章の裁判所が組織されたことを忘れてはならない。
- (ウ) 映像裁判を含む電子民事訴訟は、民事訴訟法の規律対象ではなく民訴電子文書法の適用対象である。民訴電子文書法は証人や鑑定人等の場合には適用されず、電子文書の利用に関してのみ適用される。民訴電子文書法は、当事者や訴訟関係者の訴訟行為を制約するものではなく、情報通信技術の発達を利用して、利便性を与え、さらにその利便の利用を当事者の選択に任せようとするものである。電子文書利用・管理及び電算情報処理システムの運用に必要な事項は大法院規則に任せており (民訴電子文書法第

16条) 民訴電子文書規則第30条は電子文書等による弁論の方法を規定している。したがって当事者が欠席したとしても、法院行政処長が指定する電算情報処理システムによって言葉で電子文書に対して行う弁論は、電子文書法や規則および処理指針などによって実行することができる。もちろん、ドイツ民事訴訟法のように民訴電子文書法の適用範囲を電子文書の利用はもちろん、証人や鑑定人などの場合にまで拡大する、又は裁判所の職権によっても映像裁判をすることができるようにするためにはそれに関する立法が必要だが、その場合以外の映像裁判に関する具体的な施行は、電子文書規則や処理指針の補完だけで十分である。

(4) 事実審理の充実

- (ア) 映像裁判は裁判を受ける人だけに有益なものではない。今までの紙媒体の裁判事件は審理の全過程を裁判所事務官等の弁論調書に依存するため、訴訟を直接審理した裁判官以外の他の裁判官、例えば更新裁判官や上訴裁判官は弁論調書という書面によって間接的に事件の実体にアクセスするしかなかった。しかし、映像裁判は弁論調書以外にも、様々なマルチメディア資料があり、映像審理に立ち会ってない上訴裁判官であっても、まるで事件を直接審理したように把握することができる。
- (イ) その結果、控訴審は、第1審事件を続行して審理する必要がなく、第1審が法律に従って適切に事実関係を審理したかどうかの審査(つまり、事実関係の事後審理)と法律適用の正当性についての審査(つまり、法律関係の事後審理)をするだけで十分であり、上告審は控訴審事後審査の法的正当性を審理(つまり、法律審理の事後審)するだけで、紙媒体の裁判事件よりも審理を短縮できる。したがって、これまで上訴に投入されていた裁判官を事実審理に投入することができ、事実審理を充実させることができる。

(5) 欠点に対する対策——シニア裁判官制度——

- (ア) 韓国の電子技術は、世界のどの国にも負けないレベルなので、近いうちに優れた電子映像送・受信システムの登場が予想される。その場合、映像裁判が急増し、裁判官の業務が過重になる恐れがある。そして、映像裁判に対する否定的な影響が裁判を受ける当事者の不利益につながる恐れがある。
- (イ) これに備えるためには、裁判官の増員が必要である。ところが、裁判官は2026年1月1日から、10年以上の経歴がある弁護士などの職にあった者

のうちから任用されるため（法院組織法第42条第2項）、容易に増員することは困難である。したがって、その対策として現在司法政策研究院で研究しているシニア裁判官制度を考慮すべきだと考える。米国のシニア裁判官制度は、米国の連邦裁判所が継続的に発生する連邦裁判所の裁判官の欠員とそれによる事件の負担の不均衡を克服し、最善の司法サービスを提供するための重要な役割を担っている。現在、カナダ、イギリス、シンガポール、香港特別行政区、台湾を含む国々もシニア判事制度を採択している。一方、ドイツ、オランダ、スペイン、日本もシニア裁判官と類似の機能を遂行する裁判官制度などを導入して実施している。韓国では長年にわたって裁判所の独立性や裁判機能の公正性に対する批判が起きている。そのため司法サービスを改善するためにいくつかの制度が導入されてきたが、未だに司法の公正性に対する疑問の声は残り、裁判運営の効率向上による司法サービスの改善も十分な成果を得ていない。したがって米国をはじめとする多くの国で裁判所の効率性と独立性を増進させ、司法サービスの質を向上させる成果を上げたシニア裁判官制度を積極的に導入する必要があると考える。